

# 資料編

北海道教育委員会における不登校に対する取組や教育支援センター（適応指導教室）に関する資料を紹介します。



北海道における「教育支援センター（適応指導教室）」の設置状況

(令和元年9月5日現在)

管内	事業（センター・教室）名	実施主体	センター（教室）等のある施設の名称	郵便番号	施設所在地	電話番号	
1	登校支援室（緑が丘ルーム）	岩見沢市教育委員会	岩見沢市教育研究所（北海道教育大学岩見沢校内）	068-0835	岩見沢市緑が丘2丁目34-1	0126-31-4030	
	登校支援室（有明ルーム）	岩見沢市教育委員会	コミュニティプラザ	068-0034	岩見沢市有明町南1-20	0126-33-3333	
空知	チャレンジクラブ	美瑛市教育委員会	美瑛市教育委員会	072-8660	美瑛市西3条南1丁目1-1	0126-62-7892	
	ふれあい教室	滝川市教育委員会	滝川市教育支援センター	073-0014	滝川市文京町4丁目1番1号	0125-74-4800	
	しらかば教室	滝川市教育委員会	滝川市総合福祉センター	074-0003	滝川市3条18番36号	0164-26-8180	
	ステップ・クラブ	芦別市教育委員会	青年センター	075-0011	芦別市北1条東2丁目4	0124-22-3110	
	ハマナスくらぶ	長沼町教育委員会	長沼町総合保健福祉センター「りふれ」	069-1315	長沼町南町2丁目3番1号	0123-88-1711	
	適応指導教室	三笠市教育委員会	三笠市公民館	068-2107	三笠市若草町404	01267-2-2197	
	ふれあいルーム	恵庭市教育委員会	ふれあい塾	061-1447	恵庭市有明町1丁目11-4	0123-32-8201	
石狩	おあし塾	北広島市教育委員会	おあし塾	061-1123	北広島市朝日町5丁目1-3	011-372-7733	
	教育支援教室ふらっとくらぶ	千歳市教育委員会	千歳市青少年会館	066-8686	千歳市東雲町1丁目10-1	0123-24-0859	
	適応指導教室	石狩市教育委員会	ふらっとくらぶ（セブンスイートン石狩花畔店2階）	061-3283	石狩市花畔3条1丁目263-2	0133-62-8411	
	適応指導教室	当別町教育委員会	白樺コミュニティセンター	061-0233	当別町白樺町2792番地1	0133-22-3861	
	すぼっとケア事業	江別市教育委員会	江別市青年センター	067-0002	江別市緑町西2丁目11番地	011-381-1409	
	ふれあいルーム	小樽市教育委員会	小樽市教育委員会	047-0024	小樽市花園5丁目10-1	0134-32-4111	
	ふらっとルーム	小樽市教育委員会	小樽市生涯学習プラザ	047-0033	小樽市富岡1丁目5番1号	0134-24-3363	
	しいがるず・るむ	余市町教育委員会	市立小樽図書館	047-0024	小樽市花園5丁目1番1号	0134-22-7726	
	つばさ教室	岩内町教育委員会	余市町中央公民館	046-0004	余市町大川町4丁目143	0135-23-5745	
	ふあがす	黒松内町教育委員会	岩内地域交流センター	045-0013	余市郡岩内町字高台203	090-6216-4191	
	くじらん教室	室蘭市教育委員会	黒松内町総合市民センター	048-0101	寿都郡黒松内町字黒松内392番地2	0136-72-3160	
	胆振	あおぼ学級	苫小牧市教育委員会	あおぼ学級分室（苫小牧市立苫小牧東中学校内）	050-0083	室蘭市東町4丁目20番6号	0143-45-8620
教育支援センター		白老町教育委員会	白老町高齢者学習センター	053-0015	苫小牧市本幸町1丁目2番21号	0144-33-5541	
スタディ広場		登別市教育委員会	登別市市民会館	059-0904	白老町東町3丁目13-1	0144-82-4485	
適応指導教室		函館市教育委員会	函館市南北海道教育センター	042-0932	登別市湯川町7丁目33番地	0143-88-1162	
マイウェイ		北斗市教育委員会	北斗市公民館	041-1251	函館市湯川町3丁目38-38	0138-57-8251	
適応指導教室「ウイズ」		七飯町教育委員会	旧鶴野小学校	041-1134	北斗市本郷186-1	0138-77-0560	
ゆつくらす		旭川市教育委員会	旭川市常磐館	095-0021	七飯町字鶴野229-2	0138-66-2067	
まいくらす		富良野市教育委員会	富良野市立図書館	070-0044	士別市西1条8丁目701-1	0165-23-0505	
宗谷	稚内市学校適応指導教室（つばさ学級）	稚内市教育委員会	稚内市生涯学習総合支援センター	097-0012	稚内市富岡1丁目1番2号	0162-73-1950	
	適応指導教室「クリオネ学級」	枝幸町教育委員会	枝幸町教育委員会	098-5807	枝幸郡枝幸町本町880番地	0163-62-1364	
	あおぞらくらぶ	北見市教育委員会	網走市家庭児童・教育相談室	090-0817	北見市常盤町2丁目1-68	0157-31-1255	
	適応指導教室	網走市教育委員会	網走市家庭児童・教育相談室	093-0006	網走市南6条東4丁目	0152-45-1628	
	ふれあい教室	遠軽町教育委員会	遠軽コミュニティセンター	094-0005	紋別市幸町3丁目1番4号	0158-23-9113	
	適応指導教室ひまわり	斜里町教育委員会	斜里町公民館ゆめホール知床	099-0410	遠軽町東町2丁目2番地59号	0158-49-9616	
	教育相談室	美幌町教育委員会	美幌町トレーニングセンター（2階）	092-0032	斜里郡斜里町木町4番地	0152-22-2222	
	ひろびろ	帯広市教育委員会	帯広市協成ビル	080-0016	美幌町字西1条南5丁目3番地	0152-73-5833	
	学校適応指導教室	音更町教育委員会	音更町立南中士幌小学校	080-0562	帯広市西6条南6丁目	0155-22-4105	
	ゆうゆう	いまいきくらぶ	芽室町教育委員会	082-0031	音更町字東音更西2線23番地	0155-43-2313	
十勝	ふれあい教室	釧路市教育委員会	釧路市教育研究センター	089-3711	芽室町東1条5丁目	0155-62-9729	
	ふれあいくらぶあひま	根室市教育委員会	根室市青少年相談室（旧すずき2階）	085-0825	足寄町南1条5丁目	0156-25-3188	
	教育相談センター	中標津町教育委員会	中標津町教育相談センター	087-0051	釧路市千歳町3番16号	0154-42-3311	
	ふれあいむむ	別海町教育委員会	水道管理センター内	086-1047	根室市緑町2丁目19番地	0153-23-2859	
	釧路	ふれあいむむ	別海町教育委員会	水道管理センター内	086-0205	中標津町東7条北3丁目3番地	0153-72-1717
		ふれあいむむ	別海町教育委員会	水道管理センター内	086-0205	別海町常盤町280番地	0153-75-0622
		ふれあいむむ	別海町教育委員会	水道管理センター内	086-0205	別海町常盤町280番地	0153-75-0622
		ふれあいむむ	別海町教育委員会	水道管理センター内	086-0205	別海町常盤町280番地	0153-75-0622
		ふれあいむむ	別海町教育委員会	水道管理センター内	086-0205	別海町常盤町280番地	0153-75-0622
		ふれあいむむ	別海町教育委員会	水道管理センター内	086-0205	別海町常盤町280番地	0153-75-0622
ふれあいむむ		別海町教育委員会	水道管理センター内	086-0205	別海町常盤町280番地	0153-75-0622	
ふれあいむむ		別海町教育委員会	水道管理センター内	086-0205	別海町常盤町280番地	0153-75-0622	

## 北海道教育委員会における不登校児童生徒の支援に関する取組

- 北海道教育委員会では、不登校児童生徒への支援にかかわり、「教育支援センター等の設置促進支援」事業のほかにも、次のような取組を進めています。
- 事業の詳細については、各 URL を御参照ください。



### 中1ギャップ問題未然防止事業

中学校区を推進地域とし、小・中学校が連携して、子どもの人間関係づくりの能力の育成や、家庭や関係機関との情報共有を図るなどして、中1ギャップ問題解消の取組を実施しています。

[http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/sido\\_siryο\\_chu1gap.htm](http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/sido_siryο_chu1gap.htm)

### 高校生ステップアップ・プログラム

道立高等学校において、予防的・開発的な視点に基づく生徒の人間関係を形成する力やコミュニケーション能力の育成を図る取組や、自殺予防教育プログラムを活用した取組を実践しています。 <http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/stepup.htm>

### 子ども相談支援センター

電話やメールにより、学校等で生じる問題に関する児童生徒や保護者等からの相談に対して、迅速に対応し、問題の解決につなげる支援を行っています。

<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/ijimedenwasoudan.htm>

### スクールソーシャルワーカー活用事業

生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置しています。

[http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/sido\\_siryο\\_ssw.htm](http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/sido_siryο_ssw.htm)

### スクールカウンセラー活用事業

児童生徒の臨床心理に関する専門的な知識や経験をもつスクールカウンセラーを公立学校に配置して、児童生徒へのカウンセリングや教員・保護者への助言等を行い、児童生徒の心の悩みの深刻化やいじめ・不登校等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応を図っています。

### 児童生徒理解・支援シートの活用促進

各学校に対して「児童生徒理解・支援シート」の活用を促し、個々の児童生徒ごとに不登校になったきっかけや継続理由を的確に把握し、その児童生徒に合った支援策を策定するよう努めています。

### 不登校児童生徒支援連絡協議会

教育支援センター（適応指導教室）や民間施設の指導員、教職員や教育委員会職員などを対象として、不登校児童生徒の支援にかかわる各機関の具体的な連携策や効果的な支援の在り方について協議を行っています。

## 関係資料

- 不登校の早期発見、早期対応等の取組について（平成 30 年 3 月）  
[http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/shiryο/hutoukou\\_torikumi.pdf](http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/shiryο/hutoukou_torikumi.pdf)
- 不登校児童生徒への支援の在り方について（平成 29 年 3 月）  
<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/hutoukounoshienn.pdf>
- 子ども理解支援ツール「ほっと」（平成 31 年 3 月）  
<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/hot.htm>

## 教育支援センター整備指針（試案）

### 1 趣 旨

- 教育委員会は、教育支援センター（以下「センター」という。）の整備に当たって、この指針の定めるところに留意し、不登校児童生徒に対する適切な支援を行わなければならない。

### 2 設置の目的

- センターは、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導（学習指導を含む。以下同じ。）を行うことにより、その社会的自立に資することを基本とする。

### 3 自己評価・情報の積極的な提供等

- センターは、その目的を実現するため、その相談・指導、その他のセンターの運営状況について改善・充実を図るとともに、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。
- センターは、その相談・指導、その他のセンターの運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

### 4 対象者

- 入室や退室等に関する方針や基準が明らかにされていること。
- 不登校児童生徒の入退室等の決定については、その態様等を踏まえ、センターにおける指導の効果が達せられるよう児童生徒の実情等の的確な見立て（アセスメント）に努めるものとする。その際には、当該児童生徒が在籍する学校関係者はもとより、専門家を含めて検討を行うことが望ましい。
- 必要に応じて、中学校を卒業した者についても進路等に関して主として教育相談等による支援を行うことが望ましい。

### 5 指導内容・方法

- 児童生徒の立場に立ち、人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談・指導を行う。
- 相談に関しては、共感的な理解に立ちつつ、児童生徒の自立を支援する立場から実施する。
- 各教科等の学習指導に関しては、在籍校とも連絡をとり、センター及び児童生徒の実情に応じて実施する。
- 指導内容は、児童生徒の実態に応じて適切に定め、個別指導と併せて、センター及び児童生徒の実情に応じて集団指導を実施するものとする。その際、児童生徒の実情に応じて体験活動を取り入れるものとする。
- 家庭訪問による相談・指導は、センター、地域、児童生徒の実情に応じて適切に実施することが望ましい。通所困難な児童生徒については、学校や他機関との連携の下、適切な配慮を行うことが望ましい。

- センターは、不登校児童生徒の保護者に対して、不登校の態様に応じた適切な助言・援助を行うものとする。

## 6 指導体制

- センターには、相談・指導などに従事する指導員を置くものとする。
- 指導員は、通所の児童生徒の実定員10人に対して少なくとも2人程度置くことが望ましい。
- 指導員には、相談・指導、学習指導等に必要な知識及び経験又は技能を有し、かつその職務を行うに必要な熱意と識見を有する者を充てるものとする。
- 教育委員会は、指導員の資質向上のため適切な研修の機会を確保するよう努めることとする。
- カウンセラーなどの専門家を常勤又は非常勤で配置し、児童生徒の指導方針等につき、協力を得ることが望ましい。
- その他、年齢、職種等、多様な人材の協力を得ることが望ましい。その際、協力を得る人材の実情に応じ、適切な研修を行い、又は指導体制等を整えることが望ましい。

## 7 施設・設備等

- 施設・設備は、相談・指導を適切に行うために、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものとする。
- センターは、集団で活動するための部屋、相談室、職員室などを備えることが望ましい。
- センターは、運動場を備えるなどスポーツ活動や体験活動の実施に関する配慮がなされていることが望ましい。適切な施設を有しない場合は、積極的に他のセンター等と連携することが望ましい。
- センターでの個別学習や、家庭との連絡のため、必要な情報通信機器・ネットワークが整備されていることが望ましい。
- センターには、相談・指導を行うため、児童生徒数に応じ、保健衛生上及び安全上必要な教具（教科用図書、学習ソフト、心理検査用具等）を備えるものとする。また、これらの教具は、常に改善し、補充するよう努めなければならない。

## 8 学校との連携

- 指導員等は、不登校児童生徒の態様に応じ、その支援のため、在籍校との緊密な連携を行うものとする（定期的な連絡協議会、支援の進め方に関するコーディネート等の専門的な指導等）。
- 指導員等は、不登校児童生徒の学校復帰後においても、必要に応じて在籍校との連携を図り、継続的に支援を行うことが望ましい。
- 指導員等は、児童生徒の実情等の的確な見立て（アセスメント）にそった児童生徒の個々の回復状況を把握し、守秘義務に配慮した上で、本人、保護者の意向を確かめて在籍校に学習成果等を連絡するものとする。

- 指導員等は、不登校に関し、学校に対する専門的な指導・助言・啓発を行う。
- 9 他機関・民間施設・NPO法人等との連携
- センターは、教育センターや社会教育施設などの教育機関や児童相談所、警察、病院、ハローワーク等の関係機関との連携を適切に図り、不登校に関する地域ぐるみのサポートネットワークづくりに努めるものとする。
  - センターは、不登校関係の民間施設、NPO法人等との連携・協力を適切に図ることが望ましい。
  - 民間施設との連携については国が示している「民間施設についてのガイドライン」等に留意するものとする。
- 10 教育委員会の責務
- 教育委員会は、前各項の趣旨が達せられるよう、教育委員会規則の制定や指導体制の充実等、センターの整備に関し必要な方策を講じなければならない。
  - 教育委員会は管轄地域以外のセンターの連携・協力関係が、適切に図ることができるよう配慮しなくてはならない。

## 教育支援センターの設置促進支援事業実施要項

〔平成 28 年 4 月 1 日学校教育局長決定〕  
〔平成 29 年 2 月 17 日一部改正〕

### 1 趣 旨

道内の小・中学校の不登校児童生徒数は、平成 25 年度から 27 年度に 3 年連続で増加し、依然として高い水準で推移するなど、憂慮すべき状況である。

このような状況の中、不登校児童生徒一人一人の状況に応じて、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的自立に向けて学習等の活動に取り組むことができるよう、学校や教育行政機関等が連携して、不登校児童生徒に対する生活面・学習面等の支援を通じた、多様な教育機会の提供が求められている。

このため、国が設定したモデル的な取組を市町村教育委員会等に委託して試行的に実践し検証することで、その効果や課題を明らかにするとともに、不登校児童生徒の状況に応じた総合的な教育支援体制の構築を図る。

### 2 事業の実施主体

北海道教育委員会が事業を実施する。

なお、事業の一部については、市町村教育委員会等に再委託して実施する。

### 3 事業の実施期間

本事業の委託期間は、原則として委託を受けた日から当該年度の 3 月末日までとする。

### 4 事業の内容

本事業を実施する市町村教育委員会は、教育支援センター（適応指導教室）など、不登校児童生徒の多様な状況に応じた学習の場の設置促進及び機能拡充のため、次の取組を行うとともに、その成果を道内に広く普及・啓発する。

なお、地域による実情が違うことから、単独での実施、又は、複数を実施することも可能とする。

#### (1) 新規設置

新規に設置を予定している教育支援センターについて、その設置運営に携わる人材を配置し、学校や関係機関等と連携して不登校児童生徒を支援する（複数の自治体による共同設置や、公と民との連携による施設の設置など、単独では教育支援センター設置が難しい市町村においても、設置が可能となるようなモデルが望ましい。）。

#### (2) 教育支援センターにおける機能拡充

教育支援センターに通うことが困難な不登校児童生徒に対して、家庭訪問等を通じての相談、学習支援等を行う又は ICT 等を活用した学習指導等を行うための支援員を配置し、広域的な支援体制を整備する（アウトリーチ型支援）。ICT 等を活用する場合は、必要な機器等を整備することができる。

また、地域の不登校支援の中核的機能を果たすため、不登校児童生徒のアセスメント、不登校児童生徒に対応する学校への助言・援助等を行う人材を教育支援センターに配置し、教育支援センターを中心として、地域全体で不登校児童生徒を支援していく体制を整備する（教育支援センターの機能拡充）。

なお、事業実施にあってはアウトリーチ型、教育支援センターの機能拡充両方を実施することが望ましいが、いずれか一つを実施することも可能とする。

#### (3) 北海道教育委員会の取組

##### ア 連絡協議会の開催

域内の連絡調整等を円滑に行うため、北海道教育委員会において連絡協議会を実施する。

##### イ 実態（ニーズ）調査等



北海道教育委員会が支援を円滑かつ適正に実施するため、必要に応じて、域内の不登校児童生徒の学習状況等に係る実態調査等を行う。

## 5 実施手続

- (1) 本事業の受託を希望する市町村教育委員会等は、事業実施計画書（別紙様式Ⅰ）を北海道教育委員会に提出する。
- (2) 北海道教育委員会は、上記(1)により提出された事業実施計画書を審査し、本事業を実施する市町村教育委員会等を決定する。
- (3) 本事業の全部又は一部を第三者に再委託することはできない。

## 6 委託費の取扱

- (1) 北海道教育委員会は、予算の範囲内で当該事業の実施に必要な経費を委託費として支出する。
- (2) 事業の委託を受けた市町村教育委員会等は、事業計画を変更しようとするときは、速やかに北海道教育委員会に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、事業実施計画書のうち経費のみを変更する場合で、事業費の総額に影響を及ぼさず、経費区分間で増減する額が委託契約額の20%を超えない場合については、この限りでない。
- (3) 委託費の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から5年間保存すること。
- (4) 北海道教育委員会は、本事業の委託を受けた市町村教育委員会等が本要項若しくは委託契約書に違反したとき、実施に当たり不正若しくは不当な行為をしたとき、又は本事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

## 7 事業実施報告

- (1) 委託を受けた市町村教育委員会等は、事業実施報告書（別紙様式Ⅱ）及び収支精算書（別紙様式Ⅲ）に、支出を証する書類の写しを添付し、事業終了後20日を経過した日又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、北海道教育委員会に提出するものとする。
- (2) 事業の成果普及等のため、上記(1)で定める事業実施報告書等のほか、本事業の委託を受けた市町村教育委員会等の取組について、事例の提供を求める場合があること。

## 8 委託費の額の確定

- (1) 北海道教育委員会は、上記7(1)により提出された事業実施報告書等について、検査及び必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適切であると認めたときは、委託費の額を確定し、本事業の委託を受けた市町村教育委員会等に通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、事業に要した実支出額又は委託金額のいずれか低い額とする。

## 9 事業の成果について

- (1) 本事業の成果については、当該事業の目的に応じた、適切な方法により検証・評価を必ず行うこと。評価の実施に当たっては、原則として、客観的・定量的な計測が可能な指標を設定し、当該指標に基づく評価を行うこと。  
また、当該検証・評価の方法及び指標を事業実施計画書に記載すること。
- (2) 本事業によって得られた成果等は、北海道教育委員会と連携し、今後の施策の推進等に活用するとともに、必要に応じて、報告書の配布やホームページへの掲載等を通じて、道内に広く普及・啓発すること。  
また、文部科学省による協議会の開催、事例集の作成等の本事業の成果の普及・啓発を図るための取組に協力すること。

## 10 その他

- (1) 北海道教育委員会は、本事業を実施する市町村の取組の内容が、本事業の趣旨に反すると認められる場合は、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 北海道教育委員会は、本事業の実施に当たり、本事業を実施する市町村の求めに応じて指導・助

言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。

- (3) 北海道教育委員会は、必要に応じて本事業の実施状況及び経理状況について実態調査を行うことができる。
- (4) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。

#### 附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

この要項は、平成29年2月17日から施行する。

令和元年度（2019年度）

「不登校児童生徒支援連絡協議会」兼「教育支援センターの設置促進支援事業連絡協議会」

教育支援センターの取組 実践事例集

令和2年（2020年）3月発行

■編集・発行 北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課

〒060-8544

札幌市中央区北3条西7丁目

電話 011-231-4111（代表）

